

## 公益財団法人世田谷区産業振興公社三軒茶屋就労支援センターにおける人材確保支援事業利用について

世田谷区三軒茶屋就労支援センター（三茶おしごとカフェ）は、公益財団法人世田谷区産業振興公社（以下「甲」といいます。）が主催し、ヒューマンアカデミー株式会社（以下「乙」といいます。）が運営受託し人材確保支援事業を行っています。

本事業の利用を希望する事業者の方（以下「事業者」といいます。）は、以下の内容に同意する必要があります。

ご一読いただき、別紙参加申込書①～④（以下「参加申込書」という。）をご提出ください。

### 1. 適用

- （1）参加申込書及び以下各項は、事業者が本事業への参加を申し込み、有効な申し込みが成立した場合に、乙と事業者との間で適用されます。
- （2）後に事業者が本事業の定める申し込み条件を満たさないことが判明した場合は、乙は申し込みの承諾を取り消すことができるものとします。

### 2. 事業期間

- （1）本事業の実施期間は、令和9年3月31日までとします。  
ただし、乙が期日の一か月前までに終了を通知しない場合は1年間延長とし、以後も同様とします。
- （2）本事業終了後は、乙が事業者から提供を受けた情報は破棄します。

### 3. 利用条件（対象）

- （1）本事業を利用できる事業者は、世田谷区内及びその近隣地区に本社、支社、営業所などの活動拠点を有し、世田谷区公契約条例などをもとに、適正な労働条件が確保されており、かつハローワークにおける求人不受理の対象に該当しない法人とします。
- （2）事業者は別紙の世田谷区指定の利用基準を遵守するものとします。

### 4. 承諾事項

- （1）事業者は、乙に対し、採用を希望する人材に関する条件（以下「求人情報」といいます）及び事業者に関する情報ほか乙が指定する情報を提示するものとします。
- （2）乙は、事業者の求人情報を三茶おしごとカフェの施設内及び本事業ホームページに掲示できるものとします。
- （3）事業者の求人情報について、就業場所が世田谷区内で60歳以上を対象とする生涯現役求人の場合には、三茶おしごとカフェの求人募集と同時にR-60SETAGAYAの求人募集にも掲載するものとします。

### 5. 禁止事項

事業者は利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。事業者が禁止事項に違反したと乙が判断した場合は、事業者の利用を中止するものとします。

- (1) 他の事業者の活動を妨害する行為
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権等他人の権利を侵害する行為
- (3) 選挙活動、政治活動、宗教活動又はこれに類する行為
- (4) 公序良俗に反し、又はこれに類する行為
- (5) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (6) 事業の運営に支障をきたし、又は信用をき損する行為
- (7) 事実と異なる不正確な情報を掲載する行為
- (8) その他甲が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

## 6. 免責

事業者の本事業に参加したことに起因したトラブルや他者の損害または事業者の損害に対しては、事業者の責任と費用においてこれを解決するものとします。ただし甲及び乙に故意または重大な過失があると客観的に認められる場合はこの限りではありません。

## 7. 守秘義務

事業者及び乙は、本事業で知り得た個人情報及び相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩または本事業の目的外に利用してはなりません。

## 8. 退会

事業者は本事業をいつでも退会し、利用をやめることができます。事業者が退会を希望する場合は、乙に問い合わせの上、退会の手続きを行うものとします。

## 9. 個人情報の取り扱いについて

乙は、本事業において取得する個人情報について、以下の通り取り扱います。

### (1) 利用目的

乙は本事業にあたり、必要となる個人情報を取得しますが、これらの個人情報は、以下の目的で利用するものとします。

- ・本事業に係るご案内やご連絡、及びこれらに準ずる行為。

なお、乙が個人情報を統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

### (2) 外部委託

乙は、事業の運営上業務の一部を再委託し、業務再委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。業務再委託に際しては、個人情報を適切に保護できることを条件として再委託先を選定し、秘密保持に関する契約を締結した上で再委託を行います。

### (3) 第三者提供

乙の保有する個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示・提供は行いません。

- ・ご本人の同意がある場合
- ・乙と業務委託契約を締結している甲に対し、参加者情報を通知する場合

- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内において、業務再委託先に提供する場合
- ・その他法令に基づき第三者に対する開示または提供が認められる場合

#### (4) 個人情報の安全管理体制

- ・乙は、個人情報の紛失、改ざん、漏えい等を防止するため、情報セキュリティを含めた個人情報の取扱いに関する安全管理を適切に行い、個人情報の不正アクセス、漏えい、紛失および改ざん等の予防に努めます。
- ・乙は、個人情報の適正な管理を行うために、管理責任者を置いて安全に管理します。
- ・乙は、個人情報の保護のための管理体制及び取組みを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。
- ・乙は、個人情報を取り扱う社員・職員その他の従業者に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法等について研修を行い、本事業における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

#### 10. 問い合わせ先

世田谷区三軒茶屋就労支援センター

三茶おしごとカフェ

TEL：03-3411-6604（平日 9:00～17:00） FAX：03-3411-6690

受託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社

#### 11. 適用開始日

令和6年6月3日

## 別紙 「世田谷区指定の利用基準」

### 1 労働条件の明示

※以下、「基準法」は労働基準法を、「基準規則」は労働基準法施行規則を指します。

従業員の採用に際し、雇用契約書等により基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金など）を書面で明示している（基準法第 15 条、基準規則第 5 条関係）。

### 2 就業規則 ※常時 10 人以上の労働者を使用している場合のみ対象

就業規則を基準法の定めに基づき作成し、従業員に周知するとともに、労働基準監督署に届け出ている（基準法第 89 条関係）。

### 3 労使協定

36 協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている（基準法第 36 条関係）。

### 4 労働時間管理

労働時間は、出勤簿又はタイムカード等で適正に管理している（基準法第 32～34 条関係）。

※休日・有給休暇の付与及び時間外勤務の適正な運用・管理を含む（基準法第 35～39 条関係）。

### 5 賃金

#### 【賃金支払】

賃金は、毎月 1 回以上、決められた日に全額支払っている（基準法第 24 条、基準規則第 7 条の 2 関係）。

#### 【従事者の賃金単価】

従事者の賃金は、最低賃金法に基づき定める最低賃金額以上の額を支払っている。

#### 【技能労働者の賃金単価】 ※従事者に技能労働者が含まれる場合のみ対象

技能労働者に対する賃金は、国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っている。

#### 【時間外割増賃金】

時間外労働・休日労働・深夜労働について、適正に割増賃金を支払っている（基準法第 37 条関係）。

### 6 法定帳簿

労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を作成し、適正に記入している。

### 7 福利厚生

【労災保険】労働者災害補償保険に適正に加入している。

【雇用保険】雇用保険に適正に加入している。

【健康保険】厚生年金に適正に加入している。

【厚生年金】厚生年金に適正に加入している。

### 8 安全衛生

※以下、「安全法」は労働安全衛生法を、「安全規則」は労働安全衛生規則を指します。

#### 【健康診断】

常時使用する従業員に対し、年に 1 回以上定期健康診断を実施している（安全法第 66 条、安全規則第 44 条関係）。

【衛生管理者産業医等】 ※常時 50 人以上の労働者を使用している場合のみ対象

衛生管理者・産業医を適正に選任している。また、該当業種（建設・運送。清掃業等）においては安全管理者を選任している（安全法第 11～13 条関係）。

#### 9 その他

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又は同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する者、若しくはそれらの利益となる活動を行う企業ではありません。
- ・特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした企業ではありません。
- ・内定取り消し、雇用関連法規違反等はありません。
- ・その他公序良俗に反する、もしくは反するおそれのある企業ではありません。
- ・世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではありません。

※第 5 項の「技能労働者」の該当 51 職種は下表のとおりです。職種の定義については、国土交通省のホームページを参照してください

01 特殊作業員	16 潜かん工	31 山林砂防工	46 ダクト工
02 普通作業員	17 潜かん世話役	32 軌道工	47 保温工
03 軽作業員	18 さく岩工	33 型わく工	48 建築ブロック工
04 造園工	19 トンネル特殊工	34 大工	49 設備機械工
05 法面工	20 トンネル作業員	35 左官	50 交通誘導員A
06 とび工	21 トンネル世話役	36 配管工	51 交通誘導員B
07 石工	22 橋りょう特殊工	37 はつり工	
08 ブロック工	23 橋りょう塗装工	38 防水工	
09 電工	24 橋りょう世話役	39 板金工	
10 鉄筋工	25 土木一般世話役	40 タイル工	
11 鉄骨工	26 高級船員	41 サッシ工	
12 塗装工	27 普通船員	42 屋根ふき工	
13 溶接工	28 潜水士	43 内装工	
14 運転手（特殊）	29 潜水連絡員	44 ガラス工	
15 運転手（一般）	30 潜水送気員	45 建具工	